



# 山形県公報

令和4年6月3日(金)  
第309号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務厚生課) ……552

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……553
- 同……………(同) ……同
- 介護医療院の開設の許可……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……同
- 指定納付受託者の指定……………(県産品流通戦略課) ……554
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……555
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(同) ……同
- 同……………(同) ……556
- 同……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……559
- 同……………(同) ……560
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……561
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営緊急耐震工事計画の決定……………(同) ……562
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……563
- 一般国道の供用の廃止……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の中止の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施……………(コロナ収束総合企画課) ……同
- 令和5年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の募集……………(雇用・産業人材育成課) ……564
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) ……567
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第26号

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公務」を「公務又は通勤」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第4条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日月
- (5) 公務又は通勤により生じた災害でないとして認定した理由

第7条の2第2号中「又は」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記様式第1号の注意事項第2項中「2年間」を「これを行行使することができる時から2年間」に、「行わない」を「行行使しない」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第454号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社松与	パワーリハデイサービス酒田 酒田市こあら三丁目1番地の5	通 所 介 護	令和 4. 6. 1

**山形県告示第455号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団健好会 サイトー内科	医療法人社団健好会サイトー内科 酒田市一番町9番9号	短期入所療養介護	令和 4. 5. 31

**山形県告示第456号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社高齢者リハビリテーション研究所	パワーリハデイサービス酒田 酒田市こあら三丁目1番地の5	通 所 介 護	令和 4. 5. 31

**山形県告示第457号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人社団健好会 サイトー内科	サイトー内科介護医療院 酒田市一番町9番9号	介護医療院サービス	令和 4. 6. 1

**山形県告示第458号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団健好会 サイトー内科	医療法人社団健好会サイトー内科 酒田市一番町9番9号	介護予防短期入所療養介護	令和 4. 5. 31

**山形県告示第459号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設の名称及び所在地	サービスの種類	辞退の効力発生年月日
医療法人社団健好会 サイトー内科	医療法人社団健好会サイトー内科 酒田市一番町9番9号	介護療養施設サービス	令和4.5.31

**山形県告示第460号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和4年4月1日

**山形県告示第461号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（楽天グループ株式会社がインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和4年4月1日

**山形県告示第462号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社アイモバイルがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和4年4月1日

**山形県告示第463号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社さとふるがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和4年4月1日

**山形県告示第464号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社さとふるがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和4年4月1日

**山形県告示第465号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
やまぎんカードサービス株式会社  
山形市十日町二丁目4番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和4年4月1日

**山形県告示第466号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）の収納事務

- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社トラストバンク
  - (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**山形県告示第467号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
 

山形応援寄付金（楽天グループ株式会社がインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 楽天グループ株式会社
  - (2) 所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**山形県告示第468号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
 

山形応援寄付金（株式会社さとふるがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社さとふる
  - (2) 所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**山形県告示第469号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 

農事組合法人みます元氣村  
代表理事 押井 光生  
鶴岡市箕升新田字中道32番地5
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
農事組合法人みます元氣村 代表理事 加藤 興治 鶴岡市箕升新田字中道32番地5	農事組合法人みます元氣村 代表理事 押井 光生 鶴岡市箕升新田字中道32番地5	令和4年3月5日

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 

山形おきたま農業協同組合  
代表理事組合長 若林 英毅

東置賜郡川西町大字上小松978番地－1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 文一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年5月10日
坂野 弘幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 智浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
平林 章 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 豊志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
寒河江 喜久夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宍戸 利一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
田苗 政一郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
遠藤 隆則 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
竹田 栄司 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 幸夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
金子 寛和 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
伊藤 繁明 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
森谷 嘉嗣 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
登坂 幸治 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
梅津 芳晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
小林 周一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐々木 勝幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 政勝 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
菅原 利浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 幸起 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐々木 泰司 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

菅野 修 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大河原 文幸 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
藤倉 弘樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
近野 信浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
金子 浩子 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
桑原 健太郎 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
本間 忠司 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
坂野 友一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小関 正浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 勝 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
栗田 俊明 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 達也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長谷川 仁 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻 浩明 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長谷部 克広 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
新野 克行 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
平 圭一郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
富樫 啓貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
横山 康彦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 弘之 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
児玉 直樹 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 佑輔 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
柏倉 義弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
横山 汐佑希 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左



渡部 貴史 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
石川 拓 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
大木 康広 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
後藤 瑞貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
	鈴木 崇史 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
	漆山 洗平 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
	渡部 桂一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
	小関 勝彦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 余目町農業協同組合  
 代表理事組合長 森屋 要二  
 東田川郡庄内町余目字三人谷地172番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
工藤 久仁男 玄米、大麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年4月1日 (相蘇弘道に係るものにあつては令和4年3月31日)	
相蘇 弘道 玄米、小麦、大豆、そば				
佐藤 英樹 玄米、小麦、大麦、大豆	同 左			
吉住 徹 玄米、大豆	同 左			
大滝 吉幸 玄米、大豆	同 左			
高橋 航 玄米、小麦、大豆	同 左			
	川島 功嗣 玄米、小麦、大豆			

山形県告示第470号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成30年2月23日から令和2年3月6日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿

- 4 調査地域  
大字青柳、新開一丁目、新開三丁目、宮町、長町及び大字上東山の各一部
  - 5 認証年月日  
令和4年5月23日
- 

**山形県告示第471号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
  - 2 調査を行った期間  
平成30年4月2日から令和2年3月11日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字柳川の一部
  - 5 認証年月日  
令和4年5月24日
- 

**山形県告示第472号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
  - 2 調査を行った期間  
平成30年4月2日から令和2年3月11日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字貫見の一部
  - 5 認証年月日  
令和4年5月24日
- 

**山形県告示第473号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
  - 2 調査を行った期間  
平成30年4月2日から令和2年3月11日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字左沢の一部
  - 5 認証年月日  
令和4年5月24日
-

**山形県告示第474号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
- 2 調査を行った期間  
平成30年4月2日から令和2年3月11日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字三郷の一部
- 5 認証年月日  
令和4年5月24日

**山形県告示第475号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
高島町
- 2 調査を行った期間  
令和2年5月19日から令和4年2月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
高島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字高島の一部
- 5 認証年月日  
令和4年5月24日

**山形県告示第476号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
飯豊町
- 2 調査を行った期間  
令和元年11月29日から令和4年3月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字萩生の一部
- 5 認証年月日  
令和4年5月24日

**山形県告示第477号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営山寺堰地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営山寺堰地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所及び天童市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年6月13日から同年7月11日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営徳良池地区緊急耐震工事計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営徳良池地区緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年6月13日から同年7月11日まで
- 4 その他
  - (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営鈴沼地区緊急耐震工事計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営鈴沼地区緊急耐震工事計画（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
高畠町役場

3 縦覧に供する期間

令和4年6月3日から同年7月1日まで

4 その他

- (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年6月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上市市小倉字棚木1276番1 から 同 1953番3 まで	旧	13.0メートル } 7.6	メートル 377
同 上	新	20.5メートル } 9.6	同 上

山形県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年6月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用廃止の区間 米沢市広幡町大沢2739番2番から  
同 上小菅字山下1249番1まで
- 3 供用廃止の期日 令和4年6月3日

山形県告示第482号

令和3年4月県告示第352号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省国土地理院長から中止した旨の通知があった。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**公 告**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のと

おり実施する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
令和4年9月7日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで		山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を令和4年6月8日（水）から同月29日（水）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部コロナ収束総合企画課薬務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部コロナ収束総合企画課薬務担当（電話番号023(630)2662）又は最寄りの保健所（山形市保健所を除く。）に問い合わせること。

令和5年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

令和4年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集定員

校 名	訓練課程	訓 練 科 目	訓練期間	募集定員	
山形県立産業技術短期大学校	専 門 課 程	機械システム系	デジタルエンジニアリング科	2年	10名
			メカトロニクス科	2年	20名
		知能電子システム科		2年	30名
		情報システム科		2年	20名
		建築環境システム科		2年	20名
		土木エンジニアリング科		2年	20名
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	産業技術専攻科		1年	10名
		生産エンジニアリング科		2年	20名
		情報通信システム科		2年	20名
		I T会計ビジネス科		2年	20名

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める令和5年度山形県立産業技術短期大

学校学生募集要項及び令和5年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

校 名	訓練課程	区 分	期 日	場 所
山形県立産業技術短期大学校	専 門 課 程	推薦入学試験	令和4年10月30日（日）	山形県立産業技術短期大学校 山形市松栄二丁目2番1号
		一般入学試験（前期）	令和4年12月4日（日）	
		一般入学試験（後期）	令和5年3月12日（日）	
	専門短期課程	第1期選考試験	令和4年11月11日（金）	
		第2期選考試験	令和5年2月7日（火）	
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）	令和4年11月12日（土）	山形県立産業技術短期大学校庄内校 酒田市京田三丁目57番4号
		一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期）	令和4年12月3日（土）	
		一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期）	令和5年1月21日（土）	
		一般入学試験（後期）及び社会人特別入学試験（第4期）	令和5年3月22日（水）	

3 試験科目

校 名	訓練課程	区 分	試 験 科 目
山形県立産業技術短期大学校	専 門 課 程	推薦入学試験	筆記試験（数学Ⅰ及び数学Ⅱ）及び面接
		一般入学試験	筆記試験 (1) 数学Ⅰ及び数学Ⅱ (2) コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ
	専門短期課程	第1期選考試験及び第2期選考試験	書類審査及び面接
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験	1 一般推薦 生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 ただし、3級以上の技能検定に合格した者は、筆記試験を免除する。 情報通信システム科（情報技術者基礎コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 情報通信システム科（情報技術者実践コース） 面接

			I T会計ビジネス科 筆記試験（作文）及び面接 2 指定校推薦 生産エンジニアリング科 面接 情報通信システム科（情報技術者実践コース） 面接 I T会計ビジネス科 面接
		一般入学試験（前期）、一般入学試験（中期）及び一般入学試験（後期）	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 情報通信システム科（情報技術者基礎コース及び情報技術者実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 I T会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接
		社会人特別入学試験	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 I T会計ビジネス科 面接

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

校 名	訓練課程	区 分	受 付 期 間
山形県立産業技術短期大学校	専 門 課 程	推薦入学試験	令和4年10月11日（火）から同月21日（金）まで
		一般入学試験（前期）	令和4年11月14日（月）から同月25日（金）まで
		一般入学試験（後期）	令和5年2月20日（月）から同年3月9日（木）まで
	専門短期課程	第1期選考試験	令和4年10月17日（月）から同月28日（金）まで
		第2期選考試験	令和5年1月16日（月）から同月27日（金）まで
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）	令和4年10月24日（月）から同年11月7日（月）まで
		一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期）	令和4年11月14日（月）から同月28日（月）まで
		一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期）	令和4年12月19日（月）から令和5年1月16日（月）まで



		一般入学試験 （後期）及び社 会人特別入学試 験（第4期）	令和5年3月6日（月）から同月17日（金）まで
--	--	--	-------------------------

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和5年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び令和5年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和5年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課産業人材育成担当（電話番号023(630)2389）、山形県立産業技術短期大学校（電話番号023(666)8792）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月3日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システム運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2325
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社東北メディカルエイドサービス 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号東京建物仙台ビル
- 5 落札金額 92,008,013円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年2月15日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この決定に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月3日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システム（基幹システム）保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2325
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社 山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 152,433,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当

令和4年6月3日印刷  
令和4年6月3日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県